# 新居浜市・別子山村合併協議会専門部会設置要領(案)

## (設置)

第1条 新居浜市・別子山村合併協議会幹事会設置規程第5条の規定に基づき、新居浜市 ・別子山村合併協議会幹事会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 専門部会は、新居浜市・別子山村合併協議会事務局長(以下「事務局長」という。) の要請により、新居浜市・別子山村合併協議会に提案する事項について専門的に調査をし、協議案又は調整案を作成するものとする。

#### (組織)

- 第3条 専門部会は、総務部会、教育福祉部会、産業環境部会、都市建設部会の4部会とし、それぞれ別表に掲げる委員をもって組織する。
- 2 専門部会には、必要に応じて分科会を設置することができる。

### (役員)

- 第4条 専門部会に、それぞれ部会長及び副部会長をおく。
- 2 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

- 第5条 専門部会は、事務局長の要請により、又は必要に応じて、部会長が随時開催する。
- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。
- 4 各専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

#### (報告)

第6条 部会長は、専門部会の協議の経過及び結果について、事務局長に報告するものと する。

### (庶務)

第7条 専門部会の庶務は、部会長の属する市又は村の担当部課が行う。

### (委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、各専門部会 が定める。

#### 附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

# 別表

|        | 所管部門       |            |      |
|--------|------------|------------|------|
| 専門部会名  | 新居浜市       | 別子山村       | 構成委員 |
| 総務部会   | 企画調整部      | 総務課        |      |
|        | 財務部        | 議会事務局      |      |
|        | 議会事務局      | 選挙管理委員会事務局 |      |
|        | 選挙管理委員会事務局 |            |      |
|        | 消防本部       |            |      |
|        | 出納室        |            |      |
| 教育福祉部会 | 保健福祉部      | 総務課        |      |
|        | 教育委員会事務局   | 教育委員会事務局   |      |
|        |            |            |      |
| 産業環境部会 | 市民環境部      | 総務課        |      |
|        | 産業振興部      | 経済課        |      |
|        | 農業委員会事務局   | 農業委員会事務局   |      |
|        |            |            |      |
|        |            |            |      |
| 都市建設部会 | 都市開発部      | 総務課        |      |
|        | 下水道部       | 経済課        |      |
|        | 港務局        |            |      |
|        | 水道局        |            | _    |